

学会大会の開催に関する規程

1. 会則第4条による学会大会の開催については、この規程による。
2. 学会大会は「日本体育・スポーツ経営学会第〇〇回大会」と称する。
3. 会則第15条に定める総会は、学会大会期間中に開催するものとする。
4. 学会大会は、一般研究、課題研究、シンポジウム、講演、その他をもって構成する。
5. 一般研究は、体育・スポーツ経営学に関する研究であって、一応研究の完結しているものに限る。
6. 学会大会は、学会大会実行委員会を設け、実施可能な方法によって開催する。
7. 学会大会実行委員会は、学会大会運営委員会と協議して、学会大会開催要項を決定する。
8. 学会大会実行委員長は、学会大会の準備状況や大会開催に関する収支、および大会終了後の状況等を学会大会運営委員会に報告するものとする。
9. 学会大会における一般研究の発表者（発表連名者とも）は、会則第5条に定める会員のうち、その年度の所定の会費を納入しているものでなくてはならない。ただし、臨時会員はこの限りではない。
10. 学会大会において優れた研究発表を行った学生会員に対し、「日本体育・スポーツ経営学会 学会大会優秀発表賞」を授与し表彰する。選考方法等については、別に定める。
11. 参加および発表を希望する会員は、あらかじめ学会大会実行委員会に参加費を添えて、所定の申込書を提出する。
12. 発表要旨・資料を掲載している「大会号」は、購入希望者に配布する。
13. 本規程の改正は、理事会の承認を得るものとする。

付 則

- この規程は、昭和59年2月11日より適用する。
- この規程は、昭和63年2月13日より適用する。
- この規程は、平成25年3月21日より適用する。
- この規程は、平成27年9月10日より適用する。